

第2章

住んで良かったと思えるまちづくり

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② 市街地整備の推進
- ③ 道路網の整備
- ④ 緑豊かなまちづくり
- ⑤ 住生活の向上
- ⑥ 美しい街並みづくり
- ⑦ 公共交通機関の利用促進
- ⑧ 地域情報化の推進

第2章

計画的な土地利用の推進

1

自然環境の保全に配慮し、産業と居住環境がバランスよく機能的に配置されたコンパクトな土地利用を促進します。

現状と課題

本市は、市町村合併により市域が広がり、丘陵地から海岸まで多様な土地利用がなされています。これまでは、合併前市町村ごとに、それぞれ地域の特性や課題を踏まえた土地利用を進めてきました。しかし少子高齢化の進行、経済構造の変革など社会的・経済的環境が大きく変化してきたなかで、耕作放棄地の増加や中心市街地の空洞化など、新たな課題が浮かび上がっています。

また、モータリゼーションの進展等を背景として、公共公益施設の郊外移転など都市機能の無秩序な拡散が進行しているなかで、これまでの都市の拡大成長を前提としてきたまちづくりでは、自動車に過度に依存した都市構造をもたらし、高齢者等の生活利便性の低下や環境負荷の増大、後追いのインフラの整備・維持管理コストの増大、各種公共サービス効率の低下等の様々な問題を引き起こすことが懸念されています。

このため、高齢者も含めた多くの人々にとっての暮らしやすさの確保のあり方を転換し、既存の都市の道路、公園、下水道などの都市施設や公共公益施設を有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現することが、人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりを実現するために重要であると考えます。

市民意識調査では、道路等の都市基盤整備について不満の意見が多いほか、人口減少社会となるなかで、他都市から本市に住みたいとなるようなまちづくり、誇りの持てるようなまちづくりを進めるなど、定住したいと思える施策が求められています。

今後、こうした課題への対応を含め、新市としての計画的な土地利用の推進が求められています。

施策の内容

1 国土利用計画磐田市計画の策定

国土利用計画法の基本理念を踏まえ、本市における土地利用に関する行政上の諸計画等の指針となるべき、土地利用の基本的な事項を定め、市の土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を示すとともに、本市の土地利用に関する各種計画の基本となる計画を策定します。

<主な事業>
■ 国土利用計画策定事業

2 都市計画マスタープランの策定

住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針や都市生活、経済活動を支える諸施設等の計画を総合的に定め、市自ら定める都市計画の方針を策定し、その方針に即した具体の都市計画の決定及び社会情勢の変化に対応した弾力的な変更を行います。

<主な事業>
■ 都市計画マスタープラン策定事業

3 都市計画調査の実施

計画的な土地利用を誘導するため、本市の地形や土地利用の状況、都市交通の状況を調査します。

<主な事業>
■ 磐田市地形図作成事業
■ 都市計画調査事業（西遠都市圏総合都市交通体系調査）

4 地籍調査の推進

市域の地籍の明確化を図るため、地籍調査事業の未実施地域について、計画的に調査を実施します。

<主な事業>
■ 地籍調査事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
土地利用に関する満足度	市民意識調査で「バランスの取れた土地利用の誘導」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	37%	40%	50%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

計画的な土地利用を誘導するため、本市の地形や土地利用の状況あるいは、都市交通の状況等を調査し、土地地籍の明確化を図るとともに、他の都市状況を分析しながら、本市における土地利用に関する諸計画等の指針となるべき、土地利用の基本的な事項である国土利用計画磐田市計画を策定します。

また、本市の都市計画の決定・変更の方針となるべき、磐田市都市計画マスタープランを策定し、計画的な土地利用を推進するとともに、バランスの取れた土地利用の誘導を図っていきます。

なお、両計画とも、総合計画基本構想に則して、地域別の土地利用も含めて策定していきます。

【協働の考え方】

国土利用計画磐田市計画や磐田市都市計画マスタープランは、市民の意見を反映しながら策定していきます。

【市民と行政の役割】

市民・事業者は、土地利用に関する計画に基づいた土地利用を行います。行政は、適正な土地利用が図られるように、指導・監督を行います。

第2章

市街地整備の推進

土地の有効・高度利用の促進と安全・安心・快適な市街地環境をつくるため、中心市街地や新市街地の基盤整備を推進します。

現状と課題

磐田駅周辺の既成市街地は、近年の生活様式の変化により空洞化が進み、中心市街地としての機能が衰退していることから、にぎわいを取り戻すために土地区画整理事業などにより都市基盤の再構築を進めていますが、事業が長期化し、早期完成が急務となっています。

一方、市街地周辺部においては、公共施設の整備に併せ宅地や建築物の整備を行い、良好な市街地環境の形成と都市機能の増進を図る目的で土地区画整理事業を進めていますが、昨今の地価下落などによる景気の低迷から事業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。

今後も、居住環境の向上や交通機能・防災機能の強化を図るため、総合的かつ計画的な事業の推進が必要です。



施策の内容

1 磐田駅周辺整備の推進

駅北土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、都市機能の再生を図るとともに、市の顔としてふさわしい都市景観の形成と都市機能の強化を図ります。

<主な事業>

- 磐田駅北土地区画整理事業
- 磐田駅前地区市街地再開発支援事業
- 磐田駅北口広場整備事業

2 新市街地整備の計画的推進

市東部地域で進められている土地区画整理事業を計画的に推進し、周辺の土地利用との整合を図りつつ、新駅の整備を推進します。また、市街地周辺部においては、土地区画整理事業の活用により、無秩序な開発を抑制し、総合的・一体的な都市基盤の整備に努めます。

<主な事業>

- 新貝土地区画整理支援事業
- 鎌田第一土地区画整理支援事業
- 遠州豊田PA周辺土地区画整理支援事業
- 豊岡駅前土地区画整理支援事業
- JR新駅設置事業【再掲】

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
磐田駅北土地区画整理事業進捗率	家屋移転戸数／家屋移転対象戸数	84%	100%	100%
土地区画整理事業整備率	土地区画整理事業施行面積／市街化区域面積	19.6%	20.8%	21.0%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

土地区画整理事業を推進するには、土地利用計画との整合性や地域住民の意向を踏まえながら、順次整備を進めます。

【協働の考え方】

整備が必要とされる市街地において、その一定区域内で行政は地域住民と一緒にまちづくりの計画をつくります。(磐田駅北土地区画整理事業については「顔づくり計画書」と呼びます。)この「まちづくり計画」をもとに、市民と行政の参画による協働体制を確立します。

【市民と行政の役割】

市民は土地区画整理などの市街地整備事業のまちづくり計画などに積極的に参画します。行政は、市民の意向を踏まえながら、事業を推進します。

第2章

道路網の整備

3

合併により広がった市域の交流と連携を高めるため、地域内の主要道路のネットワークを構築するとともに、人と環境にやさしい安全な道路整備や交通需要を的確に管理し、環境負荷の低減を図り、渋滞緩和を推進します。

現状と課題

本市の道路整備状況については、広域幹線道路としての国道1号、同バイパス、国道150号などの東西方向軸を中心に整備されています。加えて、磐田IC、遠州豊田PAスマートIC及び第二東名高速道路の整備により、交通ネットワークも強化されつつあります。こうした広域的な幹線道路に加え、生活基盤となる新市の各拠点をつなぐ地域内ネットワークを構築する東西軸や南北軸の確立が必要となります。また、今後の財政状況を考えると、優先的に整備を進める路線の検討や効率的かつ重点的な予算配分による整備のスピードアップを図ることが重要となります。

生活道路については、地元自治会等から側溝新設・改良、舗装打換、段差解消等の要望が年々増加しているなか、市民がいつでも安全かつ快適に利用できるよう計画的な新設、改良、維持補修が求められています。

また、社会情勢の変化に対応した道路整備を進めるため、都市計画道路の必要性を再検証するなど都市計画道路の見直しの検討が求められています。



施策の内容

1 道路交通網の計画的整備

総合的な交通体系の確立を目指し、整合性のとれた道路交通網や人と環境にやさしい道路整備を合理的な順序で計画的・効率的に進めます。

<主な事業>
■東西軸・南北軸の道路整備

2 生活道路の整備

生活道路の改修整備等、自治会からの要望に応じるため緊急性・有効性を考慮に入れ整備を進めます。また、舗装の打換、段差解消等、良好な舗装状態の維持に努めます。

<主な事業>
■道路側溝舗装新設改良事業
■幹線道路舗装打換え事業
■橋梁補修事業

3 協働による道路管理

地域の道路に愛着をもって美化・清掃・簡易的補修等の活動を行っている地域の方々に対し、必要な道具・材料を支給し支援していきます。

<主な事業>
■まち美化パートナー推進事業
(道路河川)

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
幹線道路整備率	整備済延長／計画整備延長	13%	57%	100%
まち美化パートナー制度(道路)合意件数	まち美化パートナー制度(道路)合意件数	21件	40件	60件

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

環状道路網の骨格を構築し、生活基盤となる道路の役割をあらゆる角度から評価（数値化）することにより、整備路線の優先順位を決定し、計画的・効率的に整備します。

なお、道路整備プログラムは、行政の透明性・公平性等を確保するため、これを市民に公表し、定期的（約5年）に見直しをするものとします。

また、生活道路の整備については、自治会からの要望を地域性・重要性を考慮して対応していきます。

【協働の考え方】

道路の整備に際して、市民等の意見を取り入れる機会を設けるとともに、道路の管理については、協働によりまち美化パートナー制度（アダプトプログラム）を進めます。

【市民と行政の役割】

市民は、まち美化パートナーの活動に積極的に参加します。行政は、道路の清掃美化・管理補修などを行ってもらえる市民に対し、道具・材料を支給することで支援します。また、まち美化パートナー制度（道路）をPRし、趣旨に賛同していただける事業者・自治会等の団体を増やしていきます。

第2章

緑豊かなまちづくり

4

自然を保全・活用しながら、市民が親しめる緑地空間をつくり、スポーツ交流や市民の憩いの場となる公園・緑地を整備するとともに、緑豊かな生活環境を創造するよう緑化を推進します。

現状と課題

公園・緑地は、ふれあいや憩いの場として、子どもから高齢者まで多くの市民に利用されています。また、災害時の避難地など多様な活用が期待できるものであり、新市を代表するような中核公園をはじめ、主に地元住民の利用に供するものまで、大小さまざまな公園・緑地の整備計画を定め、計画的に拡充を図っていく必要があります。

また、緑は災害の防止、うるおいのある生活環境の形成、人間性の回復など大きな効果があり、緑豊かな都市環境を形成していくことが必要です。

公園・緑地の整備推進と併せ、貴重な既存緑地の保全をはじめ、市民・事業者・行政が連携をした総合的な緑化推進施策の展開を図ることが重要です。

施策の内容

1 緑地の保全及び緑化の推進

都市緑地法の規定に基づき、緑の基本計画を策定し、緑地の適正な保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施します。

<主な事業>
■緑の基本計画策定事業

2 身近な公園の整備

市街地緑化の向上や憩い空間、ふれあいの場の確保のため、都市公園などの整備拡充を図っていきます。

<主な事業>
■二子塚公園整備事業
■開庭楼跡地公園整備事業
■磐田駅北1・2号公園整備事業

3 中核公園の整備

市内の中核公園となる大規模公園の整備を計画的に進めます。

<主な事業>

- 竜洋海洋公園整備事業
- 大池公園整備事業

4 公園の維持管理の充実

公園の多様な機能を安全かつ有効に活用するため、適正な維持管理に努めます。また、市民との協働による維持管理を進めます。

<主な事業>

- まち美化パートナー推進事業（公園）

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
公園・緑地に関する満足度	市民意識調査で「公園・緑地の整備」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	52%	55%	60%
一人当たりの都市公園面積	市民一人当たりの都市公園の供用面積（ ）内は、都市公園の供用面積	6.35㎡ (112.1ha)	6.62㎡ (116.2ha)	7.63㎡ (134.7ha)
まち美化パートナー制度(公園)合意件数	まち美化パートナー制度(公園)の合意件数	0件	8件	15件

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

緑の基本計画を策定し、公園の整備計画や緑化の推進目標、推進方針を定めます。その後は、基本計画に基づき、公園整備のためのワークショップなど市民との協働により、公園の整備や緑化の推進を図ります。

【協働の考え方】

具体の公園整備においては、ワークショップにより、利用者である市民の意見を取り入れた実施計画を策定します。既存公園の維持管理については、市民でできる公園の草刈り、清掃等の維持管理作業は地域で行います。

また、緑化の推進ではモデル地区を設け、市民・行政の役割を明確にして推進します。

【市民と行政の役割】

市民は、公園整備でのワークショップや維持管理作業に積極的に参画するとともに、地域の緑化推進に取り組みます。行政は、市民のこうした活動を支援していきます。

第2章

住生活の向上

5

安心して快適な住生活が送れるように、良質な住宅の確保と良好な居住環境づくりを推進します。

現状と課題

近年は、ライフスタイルの変化により住生活のニーズが多様化・高度化し、また、少子高齢社会の到来に伴い、多様で質の高い住宅供給、より快適で安心して暮らせる住環境が求められています。

本市においては、市街化区域内の未利用地を中心に土地区画整理事業や民間開発等による住宅の開発が行われてきましたが、今後は既存市街地における老朽木造住宅の密集や住工混在の解消とともに、中心市街地においては、居住人口の減少抑制に向けた都市型住宅の供給等により、街なか人口の定着を誘導し、コミュニティの充実やまちのにぎわいの創出を図る必要があります。

一方、市街地周辺部においては、現状の増加する人口に対応するため、引き続き土地区画整理事業などにより質の高い住宅地の確保に努める必要があります。

また、社会の成熟化に伴い、今後は住宅の質の高さが求められます。良質な住宅を確保していくうえでは、行政が果たす役割は重要です。これからの民間賃貸住宅市場の課題に配慮しつつ、人口減少社会、少子高齢社会の到来に対応した良質なストック環境の形成を誘導するような公的賃貸住宅施策を検討していく必要があります。

市営住宅は、少子高齢社会を迎え、高齢者の居住の安定と若い世帯への住宅の供給が重要な課題となっています。特に、木造住宅の老朽化が著しく、その対応が緊急の課題となっています。また、木造住宅以外の老朽化した市営住宅の修繕や住環境の改善が必要です。

施策の内容

1 市営住宅の建て替え・改善

狭小で老朽化が著しい既存の市営住宅について、居住水準の向上改善を図るため、住宅マスタープランを策定し、この計画に基づき建て替え・改善事業を進めます。

<主な事業>

- 市営大久保住宅建替事業
- 住宅マスタープラン策定事業

2 都市型住宅の供給

市街地再開発事業等により、土地の高度利用や建築物の共同化を図り、便利で快適な都市型住宅の供給を促進します。

<主な事業>

- 磐田駅前地区市街地再開発支援事業【再掲】

3 住環境整備の推進

土地区画整理事業をはじめとする基盤整備の実施により、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

<主な事業>

- 磐田駅北土地区画整理事業【再掲】
- 新貝土地区画整理支援事業【再掲】

4 宅地開発の適正な指導

国土利用計画磐田市計画及び磐田市都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づき、民間の宅地開発の適切な指導を図ります。また、市街化調整区域内の中核的な集落について、人口対策等のため、指定基準等に対応した規制緩和措置を図ります。

<主な事業>

- 開発許可関係事務（都市計画法第29条・指定大規模既存集落制度活用支援）

5 建築誘導による居住環境の維持

地区計画や建築協定の奨励等により、快適で、うるおいのある居住環境の維持、保全を図ります。

<主な事業>

- 地区計画制度活用支援事務
- 建築協定制度の活用

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
市営住宅の木造率	木造市営住宅戸数／市営住宅管理戸数	15.7%	10.3%	6.6%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

市営住宅の建て替え・改善については、第1段階として、大久保住宅の建替事業に着手し、第2段階としては、市営住宅ストックの総合的な活用・再生を図るための指針となる住宅マスタープランを策定し、計画的に建て替え・改善事業を進めます。

都市型住宅の供給については、市街地再開発事業等の実施により供給を促進します。また、市街地周辺部については、土地区画整理事業等を今後も推進します。

宅地開発の適正な指導については、民間の宅地開発の適切な指導を図るとともに市街化調整区域内の集落地の人口対策等のため、指定大規模既存集落制度を活用します。

建築誘導による居住環境の維持については、民間開発地における建築協定や、土地区画整理事業等に併せた地区計画等の奨励等により、快適で、うるおいのある居住環境の維持、保全を図ります。

【協働の考え方】

住宅マスタープランの策定に当たっては、民間及び公共賃貸住宅の動向や市民の住宅・住環境に対するニーズなどを鑑み、学識経験者、民間団体などで構成される策定委員会及びワーキンググループに諮りながら合意形成を図ります。

【市民と行政の役割】

市民は居住地の景観などに配慮し、周辺の住環境の向上に努めます。行政は、策定した住宅マスタープランに基づき、良質でゆとりある住宅を供給していきます。

第2章

美しい街並みづくり

6

住んで誇りの持てる美しい街並みをつくるため、歴史遺産や文化など、地域の特性を活かした景観づくり、周辺環境と調和した景観づくり、緑豊かなうるおいのある景観づくりを推進します。

現状と課題

日本では、経済性や効率性、機能的が重視された結果、まちづくりに美しさへの配慮が欠けていました。しかし、平成17年6月に景観法が全面施行され、景観に配慮したまちづくりに対する法制度が整備されました。

本市は昔から、温暖な気候に加え、田園や丘陵など豊かな自然に恵まれ、市内各所に歴史的環境を有し、これまで着実な発展を遂げてきました。今後も各地域で展開される各種のまちづくり事業では、地域の特色を活かした事業展開が期待されています。景観に配慮した取り組みは、まちづくりに大きな役割を果たすものと考えます。

現在は、モデル地区において、景観形成基準の作成や景観形成補助金の交付など、当該地区の歴史と景観に配慮したまちづくりを推進していますが、今後は、全市域を対象に景観形成ガイドプランや景観法に基づく景観計画を策定するなど、制度の充実や良好な景観の形成のための啓発に努めていくことが必要です。

施策の内容

1 景観形成ガイドプラン策定の推進

本市の恵まれた自然や国分寺、旧東海道に係る歴史的環境等を活かすため、市域を視野においた都市の景観形成に関する基本的な考え方あるいは、その方向を示しながら、磐田らしいまちの顔づくりのために景観形成ガイドプランの策定を推進します。

<主な事業>

■景観形成ガイドプラン策定事業

序論
第1編

基本構想
第2編

序章

重点
プロジェクト

第1章
環境にやさしい
まちづくり

第2章
住んで良かた
と思えるまちづくり

第3編
基本計画

第3章
豊かな自然を
活かすまちづくり

第4章
安全・安心な
まちづくり

第5章
やさしさ、ふれあい、
支え合いのまちづくり

第6章
交流と活力の
あるまちづくり

第7章
計画推進の
ために

資料編

2 景観計画の策定

地域の自然、歴史、文化等を活かした地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を目的として、景観法に基づく景観計画を策定します。

<主な事業>
■景観計画策定事業

3 景観形成モデル事業の推進

市域には、市を代表する歴史的建造物、土蔵、寺社等が多く存在していることから、これら建造物の保全を図りながら、歴史の趣が感じられる景観の保存のための補助制度を継続的に推進します。

<主な事業>
■景観形成モデル事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
景観づくりに関する満足度	市民意識調査で「個性を活かした景観づくり」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	45%	50%	55%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

市域に係る景観形成に関する指針等が無いことから、早期に景観形成に関する基本方針を定め、市民と行政の合意形成により磐田らしいまちづくりを推進します。なかでも、モデルケースである見付地区を対象として、景観法に基づく景観計画を策定した後、全市を対象とした景観形成に関するガイドプランの作成、あるいは重点地区における景観計画を作成していきます。

【協働の考え方】

景観計画の策定に当たっては、自治会、商店会、まちづくり団体などで構成されるまちづくり協議会等に諮りながら合意形成を図っていきます。

【市民と行政の役割】

市民は、主体的かつ積極的に景観づくりに関する活動等に取り組み、連帯感の向上に努めます。行政は、景観に関する情報を積極的に発信し、市民の景観に係る意識の醸成に努める他、景観形成方策の各段階において、市民参画を積極的に導入するとともに、地域の意向を十分に反映できるよう支援します。

そして、市民と行政は、それぞれの地域やテーマに応じた景観形成の目標を共有し、対等の立場で協力しながら、より充実した景観の形成に努めます。

第2章

公共交通機関の利用促進

鉄道駅を中心とした交通拠点の充実を図るとともに、市民の足となるバス路線の確保を図り、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

また、車社会において移動の制約を受ける市民の日常生活を支える移動手段を確保するため、自主運行バスのあり方やその他の手段の再構築、他の公共交通機関との連携を図るとともに、市民ニーズに対応した公共交通体系の整備を進めます。

現状と課題

本市における公共交通機関は、JR東海道線をはじめとして、天竜浜名湖鉄道・民間バス・タクシーに加え、市が運営する自主運行バス等が存在しています。近年の各種公共交通の利用状況は、モータリゼーションや少子化の進展により、年々減少傾向にあり、なかでも自主運行バス事業や天竜浜名湖鉄道などは、その維持、存続について大変厳しい状況下に置かれています。

現在、市では13路線の自主バスを運行していますが、各路線は合併前の現行制度が存続されているため、異なるシステム（運行日、運行形態、運賃体系等）の自主運行バス事業が並存する状況にあり、公平性や管理、運営の分野での見直しが求められています。

また、天竜浜名湖鉄道では、沿線7市町が協議して平成20年までの経営計画を策定し、さらに有識者会議を設置してその後の計画の検討をはじめとしています。

今後は、自主運行バス事業についてバスサービスやバス路線の維持に関する基本方針の整備、あるいは、代替方策の検討や福祉有償運送制度を活用した運行の可能性などを柱とした地域公共交通の仕組みについて検討が必要です。併せて、民間バス事業者の路線運行撤退に対する対応を協議し、地域住民の交通の利便を確保する必要があります。

また、市東部地域に計画されているJR新駅の周辺では、土地区画整理事業による新市街地の整備が進められており、新駅設置にはこれらの事業の進捗を見極めながら検討する必要があります。

一方、豊田町駅においては、交通バリアフリー法に基づき、高齢者や身体障害者等の移動の円滑化を図るため、より一層の施設の整備が求められています。

施策の内容

1 公共交通計画の推進

公共交通計画に基づき、自主運行バス事業を主体として、路線・本数・料金等の課題の解消や他の移動サービスとの効果的な連携を図るとともに、地域交通の課題や住民ニーズを的確に把握しながら、公平性・継続性を重視した運行を展開し、利用客の増員やコスト削減を図ります。

また、生活バス路線や天竜浜名湖鉄道の運行を維持する事業者に対して、運行経費やノンステップバス導入費用を補助し、地域住民の交通の利便を確保します。

<主な事業>

- 自主運行バス事業
- 民間バス事業者支援事業（バス路線の維持、ノンステップバス導入の支援）
- 天竜浜名湖鉄道負担金
- バス代替方策検討事務

2 交通拠点の整備、充実

市東部地域の土地区画整理事業や周辺の土地利用との整合を図りつつ、JR新駅の整備を推進します。また、既存駅については、ユニバーサルデザインに配慮した施設の充実を図ります。

<主な事業>

- JR 新駅設置事業
- 豊田町駅昇降機設置事業
- 磐田駅北口広場整備事業【再掲】

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
一回当たりの乗車人員	自主運行バス各路線の1循環または、1往復当たりの乗車人数/平均	4.35人	4.65人	5.00人
一人当たりのコスト	自主運行バスの年間運行経費/年間乗車数	1,345円	1,278円	1,250円

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

公共交通計画を策定し、主に自主運行バスの改善計画に基づいて、自主運行バス事業の利用促進を図るとともに、民間バス事業者に対して、運行経費の補填あるいは、低床バス導入に対する補助等の支援事業を実施していきます。

JR新駅整備は、市東部地域のまちづくりとの整合をとりながら、地域特性を活かした計画により事業推進をします。

豊田町駅は、交通バリアフリー法の基本方針との整合を図りながら、高齢者、身体障害者等の移動円滑化の施設を整備します。

【協働の考え方】

日常的な移動や活動を支える地域の公共交通のあり方については、利用者や事業者だけの問題として捉えるのではなく、誰もが地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民、交通事業者及び行政の力を合わせ、育みながら、地域の足である公共交通の確保や充実に取り組んでいきます。

【市民と行政の役割】

市民は、環境負荷の低減、交通渋滞の緩和など地域の公共交通が持つ多面的な機能が発揮されるよう積極的な利用に努めます。交通事業者は、公共交通が地域の生活を支える基盤であるという認識のもと、その運行の確保に努めるとともに、利便性の向上に取り組めます。行政は、公共交通に対する市民ニーズを把握し、必要とされる交通サービスの検討や将来の公共交通の方向性を明らかにするとともに、その実現に向けての協働体制や仕組みを整えます。

第2章

地域情報化の推進

8

高度情報化社会に対応した地域の情報化を推進するため、情報通信基盤の整備による情報ネットワークの確立、行政サービスにおける情報通信技術の活用を推進します。

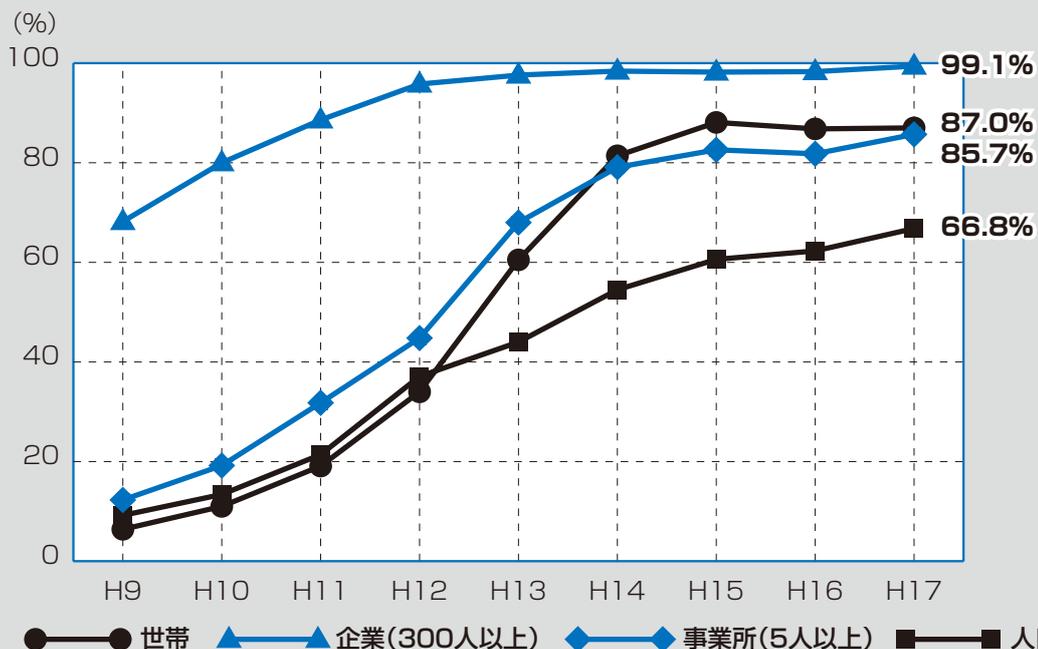
現状と課題

近年の情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）の急速な進展に伴い、行政や市民生活などさまざまな分野においてICTの利用が普及、浸透してきました。その結果、行政における「情報」の発信や利用に関する選択肢が拡大するとともに、市民からも多種多様な情報やサービスの提供が求められるようになってきました。

特に自然災害や児童生徒を対象とした犯罪の情報については、市民の安心・安全・快適な暮らしの根幹にかかわるものであり、市民の関心も非常に高くなっています。

また、学校教育におけるICT教育は進んでいるものの、インターネットに関する新たな犯罪の増加と高齢者を中心としたICTを十分に利活用することができない市民の存在については、決して看過することのできないものとして、今後充分な対応をしていく必要があります。

インターネット普及率の推移



(出典)総務省通信利用動向調査

施策の内容

1 安全・安心・快適な暮らしの支援

防災、防犯、保健、福祉、医療など市民が安心して、快適に日常生活を営む上で必要となるさまざまな情報を的確に提供するためのシステムを整備します。

<主な事業>

- メール配信システム運用事業
- 河川水位監視システム整備事業【再掲】

2 情報提供手段の充実

市政に関するさまざまな情報を公開し、開かれた行政を目指すとともに、市民の声を市政に反映できる仕組みづくりの検討を行い、市民の積極的な市政参画を推進します。

<主な事業>

- パブリックコメント制度の推進
- 市ホームページ運用・管理事業【再掲】
- いわたコミュニティバンクシステム構築・運用事業【再掲】

3 市民の情報通信知識の向上

ICTを利活用するための基礎的な知識の習得のため、公民館等において講習会を開催します。また、小中学校においては、情報セキュリティ、著作権、インターネット犯罪などこれからの情報化社会を担う児童生徒に対する教育の普及、充実に努めます。

<主な事業>

- 生涯学習講座等開催事業【再掲】(ICT関連講座の開催)

4 情報基盤の整備促進

小中学校におけるパソコンやネットワークなどの情報通信基盤の整備を推進します。また、地域における情報基盤格差の是正を図るため、通信事業者に対して働きかけ等を行います。

<主な事業>

- 地域情報化推進事業
- コンピュータ教育推進事業(小中学校)【再掲】

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
メール配信システム利用者登録数	メール配信システムにおける利用者登録数	7,640件	20,000件	25,000件
ホームページアクセス件数	市民等が磐田市のホームページへアクセスした件数/年	147万件	160万件	240万件

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

地域情報化を進めるためには、施策に挙げた4項目を段階的に進めるのではなく、常に並行して進めることにより、それぞれ4項目が効果的に推進されます。施策の展開に当たっては、それぞれの進捗、熟度等を評価しながら推進します。

【協働の考え方】

行政は、磐田市情報化推進懇話会を設置し、情報化施策について市民各層から広く意見を求め、効率的かつ効果的な情報化の推進を図るよう努めます。

【市民と行政の役割】

市民は、安全で快適な市民生活を享受するため、情報通信技術を活用した新たな情報提供やサービスについて関心を持つとともに、必要な知識の習得に努めます。行政は、市民にどのようなサービスや情報を提供すべきかを常に研究するよう努めます。